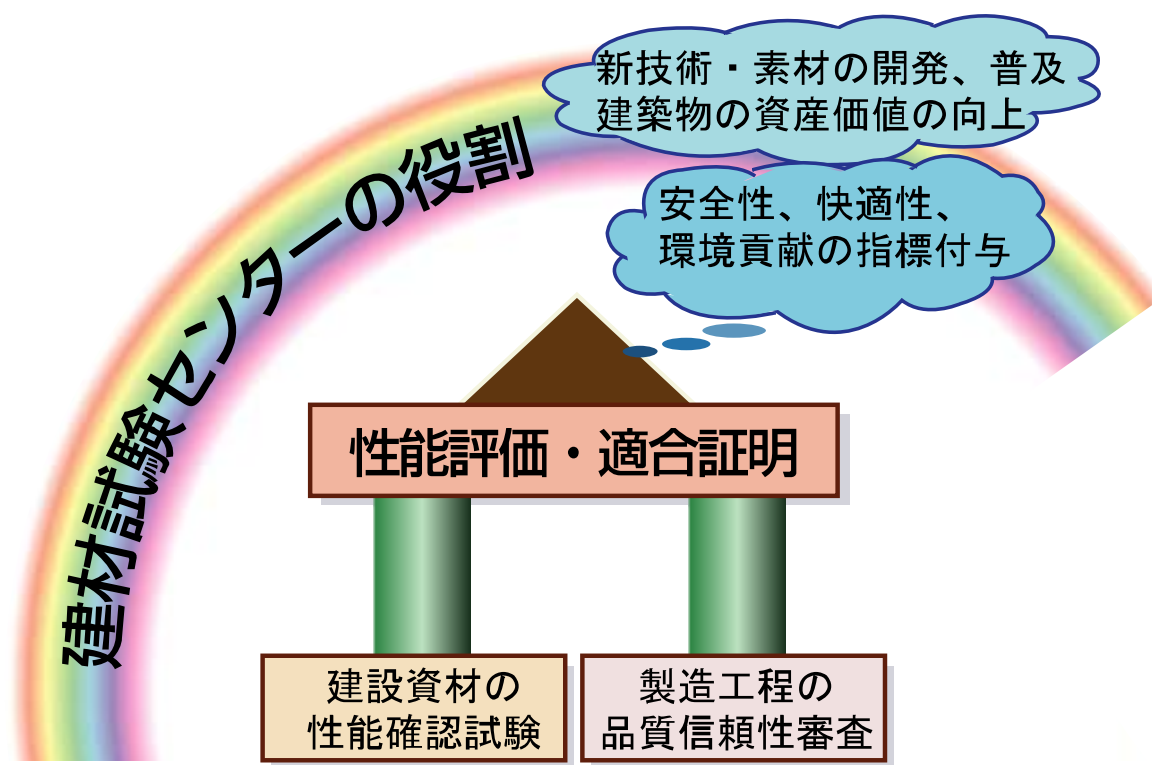


# 性能評価事業のご案内

(建築基準法に基づく試験を伴う性能評価)



財団法人建材試験センター  
性能評価本部  
性能評定課  
<http://www.jtccm.or.jp/seino/>

Nov.2008 版

## 建築基準法に基づく性能評価について

当センターでは、建築基準法に基づいて国土交通大臣が行う「構造方法等の認定」に必要な「性能評価」を行います。性能評価は、建築物に用いられる構造方法や建築材料について、当センターが制定した「性能評価業務方法書」に基づいて実施し、試験結果等により所定の性能を有することを評価します。

### 建材試験センターの特色

#### ・性能評価相談室

当センターでは、性能評価を申請される方からのご相談につきまして、性能評価相談室にて一元的に対応いたします。相談には、当センタースタッフから構成する、試験と評価の専門家である「相談員」が対応いたします。

(性能評価相談室の問合わせ先：P12を参照ください)

#### ・標準処理期間の設定

当センターでは性能評価を行う「標準処理期間」を設定し、性能評価に要する期間を明確にするほか、性能評価が円滑に実施されるよう、迅速に対応いたします。

性能評価書の発行は性能評価試験に合格した後、通常2ヶ月以内を予定しております。なお、特殊な案件はこれより1ヶ月程度多くかかります。

#### ・大臣認定申請の代行

性能評価書が発行された後、国土交通大臣への認定申請が必要になりますが、当センターでは大臣認定申請の代行手続きを実施しております。

### 新たな試験の実施を要しない性能評価

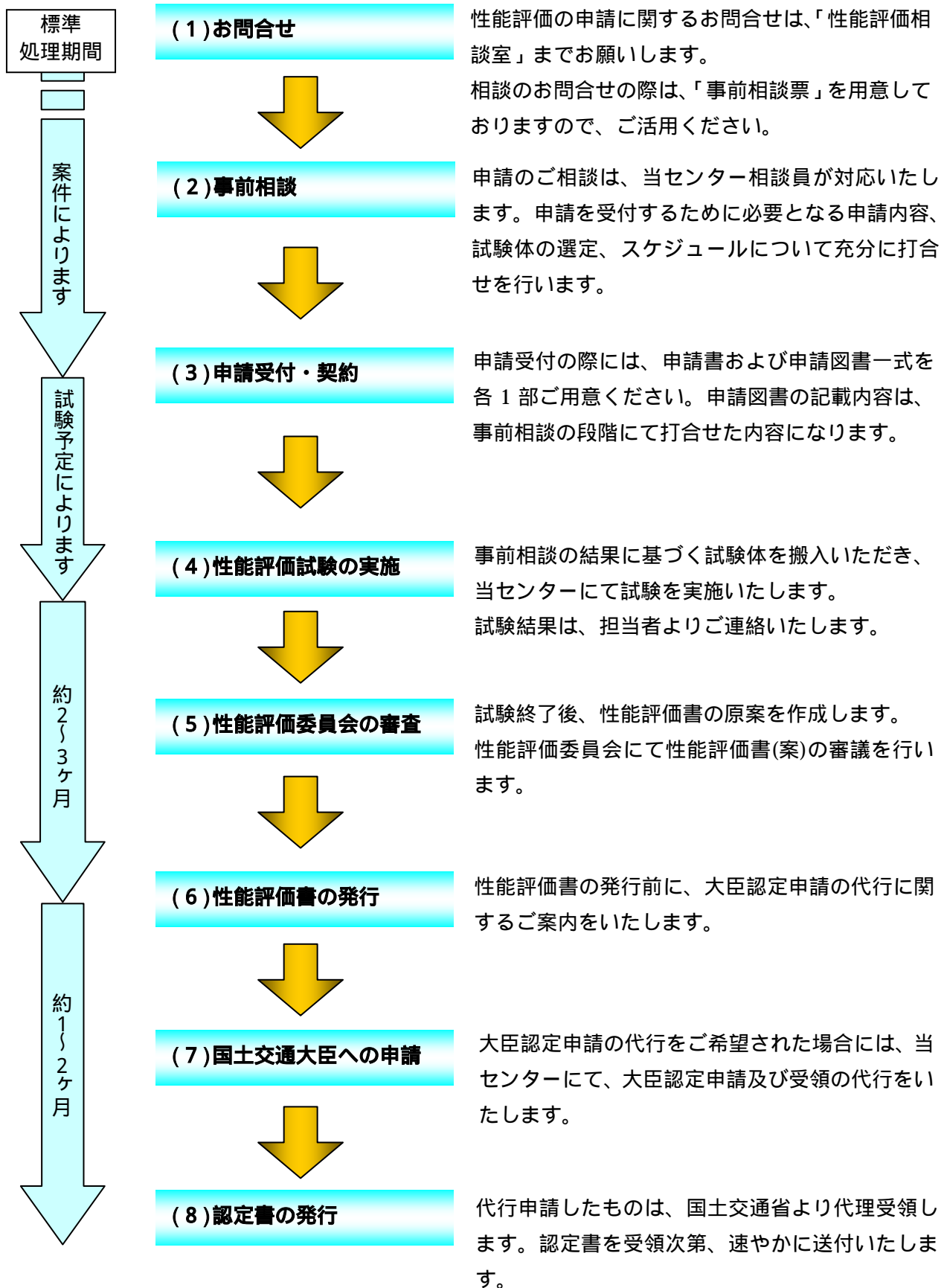
大臣認定書を取得した案件のうち、過去の性能評価に係る試験結果に基づく性能評価（新たな試験の実施を要しない性能評価）も対応しております。この場合におきましても、当センターでは性能評価相談室にて事前相談を実施いたします。

### その他の性能評価

当センターでは、試験を伴う性能評価以外にも、次のような性能評価も実施しております。これらにつきましては、別途ご相談いただきますようお願いします。

- ・ 法第37条に基づく指定建築材料（コンクリート等）
- ・ 遮煙性能を有する防火設備
- ・ 一般設備、耐火性能検証 等

## 事前相談から大臣認定書取得までの流れ



## 事前相談から大臣認定書取得までの各ステップについて

### (1)お問合せ

性能評価についてのご相談は、当センター性能評価相談室までご連絡ください。お問合せの内容に応じて、当センターの試験及び評価の専門家である相談員が申請のご相談を承ります。

(性能評価相談室問合せ先：P12を参照ください)

また当センターでは、相談される方との初期情報のやりとりを円滑にするため、「事前相談票」を用意しております。次の分野ごとに事前相談票をホームページにて公表しておりますので、ご活用ください。

防耐火構造（耐火・準耐火構造、防火・準防火構造）

防火設備（防火戸その他防火設備、外壁開口部の防火設備、特定防火設備）

防火材料（不燃材料、準不燃材料、難燃材料）

区画貫通（防火区画等を通する給排水管等）

飛び火（通常火災・市街地火災を想定した屋根の構造）

界壁の遮音構造

壁倍率（木造の軸組・枠組壁工法耐力壁）

ホルムアルデヒド発散建築材料

当センターでは、日本語のみでの対応になります。

### (2)事前相談

申請目的に応じて、性能評価申請書の記載例を用意しております。記載例に倣い、申請図書の準備をお願いします。

事前相談では、申請仕様（＝申請される内容）の確定、申請仕様を評価するための試験体の選定及び選定理由、試験実施時期、試験体の作製等、スケジュールを中心に、申請に必要な事項についてお打合せさせていただきます。ただし、新たな試験の実施を要しない性能評価に関する相談では、試験体の作製にかかる打合せが不要になります。

事前相談では、実際に申請される案件を担当する案件担当チームを選出し、案件担当チームにて性能評価書の発行まで案件を担当致します。

当センターを含む性能評価機関が、性能評価の結果を約束するようなコンサルタント行為をすることは建築基準法令の規定により、禁止されています。

### (3)申請受付・契約

事前相談が終了したものにつきまして、性能評価業務約款に基づき正式に申請受理手続きを実施します。申請受理の際には、申請書に受付印を押印の上、控えを郵送いたします。

#### 性能評価手数料について

性能評価手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3第3項に定められた定額料金となります。また、消費税は消費税法により非課税扱いになります。この金額には申請に基づいて行う性能評価試験の料金も含まれますが、新たな試験の実施を要しない性能評価については、別途料金になります（P10 料金表を参照ください）。

性能評価料金は所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。なお、経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、性能評価相談室又は性能評価課までお申し出下さい。

#### 契約事項の変更手続きについて

性能評価申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、所定の「変更願書」にて変更手続きをお願いします。書類は、窓口にて配布するほか、ホームページに掲載しております。

変更願書が必要になる場合は、つぎのような場合が該当します。

性能評価の申請責任者に変更が生じた場合

性能評価の連絡担当者に変更が生じた場合

商品名に変更が生じた場合

#### 性能評価の取り下げ手続きについて

性能評価申請を取下げの際には、所定の「取り下げ届」を提出して下さい。この際の契約解除手続きは、当センターが別に定める「性能評価業務約款」によります。性能評価手数料は、原則としてご返却致しませんので予めご了承ください。

性能評価試験に不合格になった場合、「取り下げ届」にその旨の記載をお願いします。この場合には、性能評価手数料を請求せず、試験を実施した料金について精算させていただきます。

### (4)性能評価試験の実施

性能評価および性能評価のための試験は、当センター制定の「業務方法書」に基づいて実施します。性能評価業務方法書は、申請される区分により、次のものがあります。

評価の目的	業務方法書
防耐火構造 防火設備 屋根防火構造 防火材料	防耐火性能試験・評価業務方法書
区画貫通部を貫通する管	区画貫通部を貫通する管の性能試験・評価業務方法書

木造軸組み耐力壁の倍率	木造耐力壁及びその倍率の試験・評価業務方法書
木造枠組み耐力壁の倍率	枠組壁工法耐力壁及びその倍率の試験・評価業務方法書
界壁の遮音構造	界壁の遮音構造試験・評価業務方法書
ホルムアルデヒド発散建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書

業務方法書は、窓口にて配布しているほか、当センターホームページに掲載しております。

試験は、事前相談にて打合せした結果に基づき、当センター中央試験所（埼玉県草加市）又は西日本試験所（山口県山陽小野田市）にて行います。ホルムアルデヒド発散建築材料の試験につきましては、スウェーデン国立試験研究所SPでも実施可能です。詳細は当センター担当者までお問合せください。

試験の実施結果につきましては、当センター担当者より速やかにご連絡いたします。

試験体の作製、形状・数量、搬入・返却等につきましては、試験所の担当者に確認の上、対応をしてください。

試験体の作製、搬入、返却等の費用につきましては、申請者の方に負担していただきます。

## (5) 性能評価委員会の審査

性能評価試験に合格した後、性能評価委員会にて案件の審査を行います。性能評価委員会は、評価目的に応じて次の委員会にて担当し、性能評価試験の結果に基づいて作成された性能評価書(案)に基づき、審査いたします。

評価目的	委員会名称
防耐火関係（防耐火構造、設備、材料など）	防火性能評価委員会
木質構造壁の倍率	構造性能評価委員会
界壁の遮音構造	音響性能評価委員会
ホルムアルデヒド発散建築材料	空気環境性能評価委員会

最新の委員会開催日につきましては、当センター担当者又はホームページにてご確認ください。

委員会での審査により、業務方法書に適合と判断されたものにつきまして、次のステップに進みます。委員会の審査結果につきましては、当センター担当者より速やかにお知らせいたします。

性能評価書の発行までの標準期間について

性能評価書は、性能評価試験に合格後、通常は2ヶ月以内の発行を予定しております。なお、特殊な案件はこれより1ヶ月程度多くかかります。

性能評価の進捗状況について

性能評価の進捗状況につきましては、相談室までお問い合わせください。相談室では、現在の進捗状況のほか、性能評価書発行までどのくらい要するかご案内いたします。

## (6)性能評価書の発行

評価した結果に基づき、性能評価書を作成し、発行いたします。委員会審議の結果、指摘等を受けなかった案件については委員会審議終了後、2週間以内に発行します。ただし、委員会にて指摘事項が発生した場合には修正・確認等が必要になりますので、発行時期が延びる可能性があります。この場合には、担当者よりご連絡させていただきます。

性能評価書の発行前に、次のステップ「国土交通大臣への申請」に関して、性能評定課よりご案内をいたします。また、発行した性能評価書につきましては、ご希望に応じて当センターホームページ、当センター機関誌「建材試験情報」への概要掲載を承っております。

## (7)国土交通大臣への申請

国土交通大臣の認定について

建築基準法第68条の26に規定される「構造方法の認定」を取得するためには、当センターにて発行する性能評価書をもって、国土交通大臣宛に「構造方法等の認定申請」を行う必要があります。国土交通省の受付窓口は、住宅局建築指導課（東京都千代田区霞ヶ関）になります。

国土交通省 HP における、建築物の構造方法等の認定申請に関する情報は、下記になります。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/authorization.html>

認定申請の手続きについて

国土交通大臣への認定申請は、建築基準法施行規則別記第50号の11様式による「構造方法等の認定申請書」に、性能評価書を添えて提出します。なお、法定申請手数料として2万円（建築基準法施行規則第11条の2の3第1号ただし書き）の収入印紙が必要になります。

国土交通大臣の認定申請につきましては、ご希望に応じて性能評定課にて代行手続きを実施しております。

## (8)認定書の発行

国土交通省では、申請された資料に基づき、認定のための審査が行なわれます。大臣認定申請から認定書交付までの期間は案件にもよりますが、概ね1～2ヶ月程度を要します。

申請の代行を希望された場合には、当センターにて認定書の受領まで代行します。受領次第、速やかに認定書を送付いたします。

国土交通省 HP における、構造方法等の認定（認定一覧、認定番号等）に関する情報は、下記になります。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/register.html>

## 性能評価委員会

試験を伴う性能評価の審査を行う委員会は、次の通りです。

分野	委員会及び委員構成
防耐火関係	<p><b>防耐火性能評価委員会【防耐火構造、防火材料、防火設備等の性能評価】</b></p> <p>委員長：菅原進一（東京理科大学 教授）</p> <p>委員長代理：前田孝一（千葉大学工学部デザイン工学科 准教授）</p> <p>委員長代理：中村賢一（元 建設省建築研究所基準認証研究センター長）</p> <p>委員：仲谷一郎（建材試験センター性能評価本部 副本部長）</p> <p>委員：西本俊郎（建材試験センター中央試験所 防耐火グループ統括リーダー）</p> <p>委員：井上明人（建材試験センター中央試験所 防耐火グループ上級専門職）</p> <p>委員：西田一郎（建材試験センター中央試験所 防耐火グループ上級専門職）</p> <p>委員：井上英雄（建材試験センター西日本試験所 試験課長）</p>
構造関係	<p><b>構造性能評価委員会【木造の軸組又は枠組耐力壁の壁倍率の性能評価】</b></p> <p>委員長：坂本 功（慶応義塾大学 教授）</p> <p>委員長代理：鈴木秀三（職業能力開発総合大学校建築工学科 教授）</p> <p>委員：河合直人（独立行政法人建築研究所 構造研究グループ上席研究員）</p> <p>委員：川上 修（建材試験センター中央試験所 構造グループ統括リーダー）</p> <p>委員：高橋 仁（建材試験センター中央試験所 構造グループ上級専門職）</p>
音響関係	<p><b>音響性能評価委員会【界壁の遮音構造の性能評価】</b></p> <p>委員長：安岡正人（東京理科大学工学部建築学科 教授）</p> <p>委員長代理：井上勝夫（日本大学理工学部建築学科 教授）</p> <p>委員：古里 均（建材試験センター中央試験所 環境グループ統括リーダー代理）</p>
空気環境関係	<p><b>空気環境性能評価委員会【ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価】</b></p> <p>委員長：田辺新一（早稲田大学創造理工学部建築学科 教授）</p> <p>委員長代理：加藤信介（東京大学生産技術研究所 教授）</p> <p>委員：仲谷一郎（建材試験センター性能評価本部 副本部長）</p> <p>委員：黒木勝一（建材試験センター中央試験所 副所長）</p> <p>委員：藤本哲夫（建材試験センター中央試験所 環境グループ統括リーダー）</p>

## 性能評価の対象項目

当センターの「試験を伴う性能評価」の対象項目は、次のとおりです。

種類	建築基準法の根拠条文	性能評価の対象項目
防耐火構造	法第2条第七号(令107条)	耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、階段)
	法第2条第七号の二(令107条の2)	準耐火構造(壁、柱、床、梁、屋根、軒裏、階段)
	法第2条第八号	防火構造(壁、軒裏)
	法第23条(令109条の6)	準防火構造(壁)
	令第70条	柱の防火被覆
	令第109条の3第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根
	令第109条の3第二号八	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井
	令第113条第1項第三号	防火壁をつけた部分の屋根
	令第115条の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床
	令第115条の2の2第1項第一号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部
	令第115条の2の2第1項第四号八	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等
屋根防火構造	法第22条第1項(令109条の5)	通常の火災を想定した屋根の構造
	法第63条(令136条の2の2)	市街地火災を想定した屋根の構造
防火設備	令第112条第1項	特定防火設備(旧甲種防火戸)
	法第2条第九号の二口(令109条)	防火戸その他の防火設備(旧乙種防火戸)
	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切壁及び隔壁に用いる防火設備
	法第64条(令136条の2の3)	外壁の開口部の防火設備
防火工法	令第129条の2の5第1項第七号八	防火区画を貫通する給排水管等
防火材料	法第2条第九号(令108条の2)	不燃材料
	令第1条第五号	準不燃材料
	令第1条第六号	難燃材料
木構造	令第46条第4項の表1の(八)項	木造の軸組の倍率
	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁の倍率
遮音構造	法第30条(令22条の3)	界壁の遮音構造
ホルムアルデヒド発散建築材料	令第20条の5第2項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F 相当) 0.020 mg/m <sup>3</sup> h < 発散量 0.120 mg/m <sup>3</sup> h
	令第20条の5第3項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F 相当) 0.005 mg/m <sup>3</sup> h < 発散量 0.020 mg/m <sup>3</sup> h
	令第20条の5第4項	ホルムアルデヒド発散建築材料(F 相当) 発散量 0.005 mg/m <sup>3</sup> h

法:建築基準法、 令:建築基準法施行令、 規則:建築基準法施行規則

試験を伴う性能評価の手数料の額

建築基準法施行規則 第11条の2の3による  
消費税法第6条により消費税非課税

種 類	構造・材料等	項目		手数料の額	
		評価部位	要求時間(分)	(円)	
防耐火構造	耐火構造	非耐力壁	30	1,010,000	A
			60	1,060,000	
		耐力壁	60	1,410,000	
			120	1,470,000	
		柱	60	1,320,000	
			120	1,430,000	
			180	1,530,000	
		床	60	1,390,000	
			120	1,490,000	
		梁	60	1,390,000	
			120	1,490,000	
			180	1,580,000	
		屋根	30	1,260,000	
		階段	30	1,260,000	
		準耐火構造	非耐力壁	30	
	45			1,060,000	
	耐力壁		30	1,350,000	
			45	1,410,000	
	柱		45	1,300,000	
	床		45	1,400,000	
	梁		45	1,400,000	
	屋根		30	1,260,000	
	軒裏		30	990,000	
			45	1,060,000	
	階段	30	1,260,000		
	防火構造	非耐力壁	30	990,000	
		耐力壁	30	1,350,000	
		軒裏	30	990,000	
	準防火構造	非耐力壁	20	990,000	
		耐力壁	20	1,350,000	
柱の防火被覆	柱	30	1,170,000		

種 類	構造・材料等	項目		手数料の額 (円)	
		評価部位	要求時間(分)		
防耐火構造	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の屋根	屋根	20	1,260,000	A
	準耐火建築物と同等の耐火性能を有する建築物の床及び直下の天井	床、直下の天井	30	1,260,000	
	防火壁を設けた部分の屋根	屋根	20	1,260,000	
	防火壁の設備を要しない建築物の床	床、直下の天井	30	1,260,000	
	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部	非耐力壁	60	1,140,000	
		耐力壁	60	1,470,000	
		柱	60	1,420,000	
		床	60	1,490,000	
		梁	60	1,490,000	
耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	屋根の軒裏	60	1,140,000		
耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等	ひさし等	20	990,000		
防火設備	特定防火設備	防火設備 (遮炎性)	60	970,000	C
	防火戸その他の防火設備		20	930,000	
	外壁の開口部の防火設備		20	930,000	
	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備		45	950,000	
防火工法	防火区画等を貫通する給排水管等	防火区画貫通部 (給排水管等)	20	1,150,000	A
			45	1,170,000	
			60	1,190,000	
防火材料	不燃材料	内・外装	20	420,000	C
	準不燃材料		10	640,000	
	難燃材料		5	640,000	
屋根防火	通常の火災を想定した屋根の構造	屋根	30	680,000	A
	市街地火災を想定した屋根の構造		30	680,000	
種類	構造・材料等	評価部位	性能等	手数料の額	
遮音構造	界壁の遮音構造	界壁	透過損失	820,000	A
構造	木造の軸組の耐力壁	壁	倍率 0.5 ~ 5.0	1,400,000	B
	木造の枠組の耐力壁		倍率 0.5 ~ 5.0	1,400,000	
ホルムアルデヒド発散	第 2 種ホルムアルデヒド発散建築材料	居室内装	F 相当	400,000	C
	第 3 種ホルムアルデヒド発散建築材料		F 相当	400,000	
	令第 20 条の 5 第 4 項に該当する建築材料		F 相当	400,000	

: 新たな試験の実施を要さない性能評価 A : 35 万円、B : 70 万円、C : 26 万円になります。

## Information ~ お問い合わせ先 ~

財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課  
 〒340-0015 埼玉県草加市高砂 2-9-2 アコス北館 Nビル(受付:3F)  
 TEL:048(920)3816 FAX:048(920)3823 E-Mail:seinou@jtccm.or.jp



最寄り駅：東武伊勢崎線(東京メトロ日比谷線・半蔵門線直通)草加駅 東口 徒歩 1分

中央試験所、西日本試験所におきましても、性能評価の事前相談に対応しております。  
 下記までお気軽にお問い合わせください。



### 中央試験所

〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5丁目 21番 20号  
 TEL:048-935-1991(代) FAX:048-931-8323

最寄り駅から

東武伊勢崎線草加駅又は松原団地駅からタクシーで約 10分  
 松原団地駅から八潮団地行きバスで約 10分 南青柳下車徒歩 10分  
 草加駅から稲荷 5丁目行きバスで約 10分 稲荷 5丁目下車徒歩 3分  
 高速道路から  
 常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10分  
 東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を  
 三郷方面へ進み、草加産業道路交差点を進む。



### 西日本試験所

〒757-0004 山口県山陽小野田市大字山川  
 TEL:0836-72-1223 FAX:0836-72-1960

最寄り駅から

山陽本線厚狭駅、山陽新幹線厚狭駅からタクシーで 5分  
 高速道路から  
 山陽自動車道山口南 I.C.から国道 2号線を「下関」方面に向かい車で 40分  
 山陽自動車道増生 I.C.から国道 2号線を「小郡・広島」方面に向かい車で 5分  
 中国自動車道美祢西 I.C.から県道 65号線を国道 2号線「山陽」方面に向かい  
 車で 15分